

電子入札の実施について

秩父広域市町村圏組合

埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）を用い、電子入札を行います。
また、電子入札の実施にあたり、事前に操作マニュアルをダウンロードしてください。マニュアルのダウンロードは、埼玉県電子入札総合案内のページの左の「メニュー」項目にある「操作マニュアル」から行うことができます。

埼玉県電子入札総合案内のページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/index.html>

1 対象者

令和7・8年度秩父広域市町村圏組合建設工事等入札参加資格選定業者名簿（建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理）に登録され、電子証明書の利用者登録が完了している事業者の方
ただし、圏域内事業者で電子入札が困難な事業者も含まれます。

2 実施手順

（1）入札案件情報の閲覧及び必要書類のダウンロード

- ① 上記埼玉県電子入札総合案内ページの「入札情報公開システム」をクリックしてください。
- ② 調達区分は、「工事等」を選択してください。
- ③ 「発注情報の検索」をクリックしてください。
- ④ 調達区分は、「建設工事」「設計・調査・測量」「土木施設維持管理」のいずれかを選択してください。
- ⑤ 調達機関名は、「秩父広域市町村圏組合」を選択してください。
※ 部局名、課所名は「指定しない」は選択しなくて結構です。
- ⑥ 入札方式は、「一般競争入札（ダイレクト入札）」「指名競争入札」等該当する入札方式を選択してください。
- ⑦ 公開日又は開札日を選択（ラジオボタン）し、年月日を選び検索ボタンをクリックしてください。
- ⑧ 案件情報が表示されますので、当該の（希望する）「調達案件名称」をクリックしてください。
※ 入札方式、年月日の指定が正しくされていない場合、案件が表示されませんので、注意してください。
- ⑨ 表示された発注情報閲覧画面の「入札告示等ファイル」及び「発注図書ファイル」からファイルをダウンロードしてください。

以後の手順については、一般競争入札（ダイレクト入札）や指名競争入札等入札方式により手順が異なりますので、電子入札システム操作マニュアルをご確認の上、操作を行ってください。

3 問い合わせ先

○案件に関すること

秩父広域市町村圏組合 事務局 財務課

電話0494-23-2489

○システム操作に関すること

埼玉県電子入札ヘルプデスク（平日の８：３０～１７：００）

電話番号０４８－８３０－２２６３

電子メール a5770-07@pref.saitama.lg.jp

入札（見積）に関する注意事項

- 1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（見積書）に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので入札者（見積者）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書（見積書）に記載してください。
- 2 入札制限回数は原則２回とします。詳細は別途通知します。
再度入札については、「秩父広域市町村圏組合公共工事等電子入札運用基準」を参照してください。
初度入札において落札者（落札候補者）がないときは、電子入札システムにより再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加したものとします。ただし、初度入札において次に掲げるいずれかに該当した者は、再度入札に参加することができません。
 - （１）無効の入札をした者
 - （２）最低制限価格の１１０分の１００未満の入札をした者
 - （３）総合評価方式を適用した場合において、次のいずれかに該当した者
 - ア 失格基準価格の１１０分の１００未満の価格の入札をした者
 - イ 調査基準価格の１１０分の１００未満で失格基準価格の１１０分の１００以上の価格の入札（失格基準価格を設定しない場合は調査基準価格の１１０分の１００未満の価格の入札）（以下「低入札価格調査対象入札」という。）をして、低入札価格調査を行った結果、落札候補者とされなかった者
- 3 上記にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当するときは、再度入札を行わないものとします。
 - （１）総合評価方式を適用した場合において、初度入札において低入札価格調査対象入札があったとき。ただし、低入札価格調査を行った結果、当該入札を行った者を落札候補者とせず、他に落札候補者がいない場合はこの限りではない。
 - （２）再度入札に参加することができる者がいないとき。
なお、再度入札は原則当日中に行いますので、対応が可能なよう配慮してください。
- 4 契約保証金は、原則として契約金額５００万円以上（税込）、前払金は契約金額２００万円を超えるもの（税込）が対象です。
なお、契約保証金は契約金額の１０分の１以上となります。
指名通知（見積依頼通知）に対象となる表記があっても、入札の結果、契約金額が対象金額未満になった場合は、「免除」「無し」とします。
保証会社を利用される場合は、契約日（工事契約日）と保証契約日（保証会社申込日）が工事契約日以前となるよう、手続きしてください。なお、現金納付を予定している場合は、落札後速やかに連絡してください。
- 5 入札（見積）に参加する者に必要な資格のない者のした入札（見積）並びに入札（見積）に関する条件に違反した入札（見積）は無効とします。
- 6 入札（見積）を希望しない場合は、入札（見積）を辞退することができます。入札書（見積書）提出前に

辞退する場合は、入札書(見積書)受付期間内にシステムにより辞退してください。

なお、開札時において入札書(見積書)が不着の場合は辞退として取扱います。

7 入札(見積)参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を決して行わないでください。

8 入札(見積)参加者は、この入札(見積)で落札するかしないかを問わず、使用人及び役員等が飲酒運転等社会的規律を乱す行為を行わないことを確約することとし、これに違反した場合は、入札参加停止措置の対象とすることがあります。

9 情報公開システムに所定の様式「入札金額見積内訳書」が添付されている場合は、所定の様式をダウンロードして必要事項を記入した電子データを作成し、入札書提出時にシステムの添付機能を利用してファイル名に会社名を入れて提出してください。

なお、「内訳書の取扱い」を確認の上、記入漏れ等ないよう十分確認し、提出してください。

※内訳書の提出がない場合又は記載について不備がある場合は、無効とします。

10 公告及び仕様書の内容に関する質問について、原則電話等での回答はしませんので、電子入札システムにて質問してください。ただし、電子入札システムが使用不可能な場合に限り、財務課に問い合わせてください。